

(3) 公明党《修正後》

ア 議員定数について

現行94人から10人削減し、84人とする。

イ 選挙区について

合区により、現行42選挙区から11選挙区削減し、31選挙区とする。

ウ 具体的な内容について

(※選挙区の区域及び定数を変更しない選挙区は記載していない。)

現行選挙区	定数	改正案の選挙区	定数	増減
千葉市中央区	3	千葉市中央区及び 千葉市美浜区を合区	5	±0
千葉市美浜区	2			
千葉市若葉区	2	千葉市若葉区及び 千葉市緑区を合区	4	±0
千葉市緑区	2			
千葉市花見川区	3	千葉市花見川区及び 千葉市稲毛区を合区	5	±0
千葉市稲毛区	2			
流山市	2		3	+1
白井市	1	白井市及び鎌ヶ谷市を合区	2	△1
鎌ヶ谷市	2			
富里市	1	富里市及び八街市を合区	2	±0
八街市	1			
四街道市	2		1	△1
香取市・神崎町・ 多古町	2		1	△1
銚子市・東庄町	2		1	△1
旭市	1	旭市及び匝瑳市を合区	1	△1
匝瑳市	1			
山武市・山武郡	2		1	△1
東金市	1	東金市及び大網白里市を合区	1	△1
大網白里市	1			
茂原市	2	茂原市及び長生郡を合区	2	△1
長生郡	1			
いすみ市	1	いすみ市及び勝浦市・夷隅郡を合 区	1	△1
勝浦市・夷隅郡	1			

現行選挙区	定数	改正案の選挙区	定数	増減
君津市	2	君津市及び富津市を合区	2	△ 1
富津市	1			
館山市	1	館山市、鴨川市及び 南房総市・安房郡を合区	2	△ 1
鴨川市・ 南房総市・安房郡	2			

## エ 主な考え方について

強制合区の取り扱い、逆転選挙区の是正、一票の較差の是正、政令市の市議会議員と県議会議員の関係の4点を検討すべき課題とし、その課題を解消するために以下の考え方によって見直しを行った。

- ① 強制合区の対象となる勝浦市・夷隅郡選挙区を隣接するいすみ市と合区する。
- ② 定数3の八千代市、佐倉市・酒々井町、千葉市花見川区選挙区より人口の多い流山市選挙区の定数を2から3とする。
- ③ 配当基数が「1」に満たない選挙区については合区する。
- ④ 配当基数が「1」以上の選挙区は、配当基数を四捨五入した数を定数とする。
- ⑤ 上記の見直しを行った場合、定数増の選挙区があっても定数増とせず現行の定数とする。
- ⑥ 政令市においては、市議会議員と県議会議員が同一の行政区単位の選挙区とせず、県議会議員においては、可能な限り広い範囲を選挙区とすべきという考えから、「中央区・美浜区」、「若葉区・緑区」、「花見川区・稲毛区」の3つの選挙区とする。